

市立貝塚病院医療情報システム更新に関するコンサルティング業務委託契約 仕様書

1. 業務委託名

市立貝塚病院医療情報システム更新等に関するコンサルティング業務

2. 委託期間

2026年4月1日(予定)から2028年3月31日まで

3. 業務場所

大阪府貝塚市堀3丁目10番20号 市立貝塚病院

4. 業務の目的

市立貝塚病院(以下「当院」という。)は、「地域住民を支える良質な医療の提供」を理念とし、地域の中核病院として「高度・先進医療」「がん医療」「地域医療」を三本柱に医療の質向上・改善に取り組んできた。現在使用中の電子カルテシステム及び部門システム(以下「医療情報システム」という。)の耐久年数の経過や技術の進歩に伴い、システム更新の必要性が高まる中、物価上昇の影響も受け高額な更新費用が発生する可能性がある。

既存の電子カルテシステムは、富士通Japan(FJJ)製のEGMAIN-GX(GX)である。今回の更新には、ベンダー・チェンジも含め、費用面、運用面、システム面など全てにおいて入念な検討が必要となる。

上記に関し、業務量、知識等、当院職員のみでは遂行困難であることから、次期システム更新を最大限に活用できる質の高い運用形態の実現や要求仕様の決定など当院の調達が速やかに進むように助言を行えるコンサル事業者を幅広く募集するため、公募型プロポーザル方式を採用し、高度な専門知識と十分な経験のあるコンサル事業者に、当院を含めた中規模病院がかかえる電子カルテシステムの更新課題に対して具体的な取り組み提示や医療情報システム更新に関しての助言を得ることを目的とする。

5. 委託業務内容

5-1. 基本事項

- (1) 当院は2028年3月に病院情報システムの更新を検討している。当院やシステムベンダーと十分な連携をとり、円滑な仕様書作成ができるよう、当院の立場でコンサルティングを行うこと。但し、スケジュールはあくまで予定であり、入札等の結果により変更される可能性が十分にあることを事前に十分に理解しスケジュールの変更に対応すること。
- (2) 新システム、新ネットワーク調達の目的を当院と十分に確認し合う能力・姿勢を有すること。
- (3) 電子カルテ等のシステムベンダーとの連携及び当院の運用を含めた意見を勘案し、良いシステムを導入するため担当者への業務支援を実施すること。
- (4) システムベンダー及び医療機器メーカーとも平等な関係を維持できること。
- (5) 当該委託業務を遂行するにあたり、応札業者には医療情報システム及び医療情報システムのデータの取り扱いに精通していること、また、病院側目線に立った業務支援を行うこと。業務支援を開始するにあたり、事前に作業内容、作業方法、作業日程などを明確化したうえで実施すること。業務支援として当院に在院する日程は、全体スケジュールを踏まえ当院の方針及び病院業務の進捗に会わせて調整できること。
- (6) コンサルティングを行う組織体制、訪問計画、全体スケジュール案などを具体的に示すこと。
- (7) 病院情報システムのネットワーク(院内LAN)更新の支援を行うこと。
- (8) その他附帯する業務においても支援を実施すること。
- (9) 定期的な進捗会議やプロジェクト会議のほか、必要な検討用資料の作成、説明、議事の進行を行うこと。また、進捗が不安な部分や課題事項に対しては助言を行い、改善案を提示すること。

(10) 厚生労働省は、令和7年度の補正予算案として、医療・介護等支援パッケージが示されている。その中には、電子カルテ更新に向けて活用すべき内容も含まれており、今後、大阪府令和7年度補正の実施要項として整備される予定である。当院は、この補正予算の交付申請を前向きに検討している。交付が決定した場合、当院が調達する電子カルテと連携して利用できるように支援を行うこと。ただし、交付申請・計画書提出、実施報告などの補正予算獲得等に関する業務は含まない。あくまで、補正予算により獲得する機器の有効活用の支援とする。

5-2. 現状調査

- (1) 現行の医療情報システム等について調査及び整備すること。
- (2) 今回の病院情報システム更新の主旨を当院と十分に確認すること。
- (3) 医療情報システムに関する運用・保守体制及びハードウェア保守・契約状況の調査・分析を実施すること。
- (4) 各部門、職員へアンケートやヒアリング等を行い、課題及び要望の抽出を行うこと。
- (5) 現在のシステムにおける課題の抽出及び分析を行うこと。
- (6) 各種資産のライセンスの現状及び保有状況を調査すること。
- (7) 病院情報システム更新に必要な資料が全て収集できるように支援すること。
- (8) 当病院の経営状況、社会情勢を見据えて、現医療情報システムの利用延長の可否及び影響度について検討すること。

5-3. 基本計画の策定

- (1) 現状調査、分析を踏まえた当病院状況、国の医療政策及び医療を取り巻く様々な外部環境を考慮し、医療情報システム更新におけるポリシーの作成すること。
- (2) 当院の予算範囲を考慮したシステム更新範囲及び調達するハードウェア機器等の精査すること。
- (3) 調達方針および導入スケジュールの検討すること。
- (4) 当院のシステム更新の目的・方針に基づいた現状の課題整理、更新の範囲、スケジュール、予算の見通し、リスク管理等についてA4用紙3枚程度の基本計画案を策定すること。

5-4. 情報収集

- (1) 次期医療情報システム再構築に向けた市場調査のため、各システムベンダーへの情報提供依頼書を作成の支援をすること。
- (2) システムのデモンストレーション実施の補助及び結果の取りまとめを行うこと。
- (3) 他病院の事例調査及び視察調整等のサポートを実施すること。
- (4) 現行のシステムベンダーから他のシステムベンダーへ移行した際の影響を調査すること。
- (5) 2026年11月までにシステム構築に必要なコストの試算、分析を実施すること。

5-5. 要件定義・仕様書作成

- (1) 機能要件・非機能要件、運用・保守要件、財源構成、スケジュール等について当病院と連携し整理・検討を行い、仕様書案の作成を支援すること。
- (2) 仕様書案の作成にあたっては以下の内容に留意すること。
 - ① 公平性及び競争性を担保するため、特定の会社の特定の機能を排除すること。
その際、パッケージでの機能を原則として、特殊な運用に対応する機能は原則として盛り込まない仕様書案の作成を支援すること。また、競争入札の環境が整うように、特定の会社の独特的な機能は可能な限り削除した仕様書案の作成を支援すること。
 - ② 導入費用だけでなく、運用保守経費も考慮した内容で作成すること。
導入に伴い、システム開発費用が抑制されるような仕様書案の作成を支援すること。また、保守費用の削減を意識して、不必要的保守内容が仕様書案に盛り込まれないように支援すること。

24時間365日の継続運用が可能なハードウェアの要求事項を盛り込んだ仕様書案の作成を支援すること。

- ③ 障害発生時等を考慮した構成を検討し、診療の停止を招かないこと。
 - ④ より質の高いシステム更新のため、必要に応じて追加提案も含めた内容で作成すること。
 - ⑤ ハードウェアに関して、クライアント及び周辺機器は極力スペックを合わせて、各部門での使い回しができるように考慮した仕様書案の作成を支援すること。
 - ⑥ 既存のハードウェアで利用が可能なものは継続して利用するように考慮した仕様書案の作成を支援すること。
- (3) 仕様書案に基づき、各システムについて提案依頼書を作成・発出し、対応及び調整を支援すること。
- (4) 仕様書案を踏まえたベンダー提案の見積書などを参考にして、予算範囲内に収まるように導入範囲を決定できるように支援すること。また、これらに基づき、仕様書の作成を支援すること。
- (5) 仕様書案を踏まえたベンダー提案の見積書や意見などを参考にして予算範囲内に収まる仕様書の作成を支援すること。
- (6) 調達価格において、他院の導入事例などから妥当性を検証し、価格抑制及び最適化に資する交渉方針を整理するとともに、代替案の提示や価格条件の検討を実施すること。
- (7) 電子カルテベンダー、部門ベンダー共に十分な連携を行い、可能な限りの価格抑制を支援すること。価格抑制に対する具体的な手法を複数示すこと。また、価格抑制の具体的な実績を示すこと。

5-6. 提案評価・選定支援・契約

- (1) 選定あたり、選定方法の提案、評価基準案及びこれらに附随する資料の作成を支援すること。このとき、ベンダーへの評価が客観的かつ公平性が保てるようにすること。
- (2) ベンダー選定は総合評価落札方式を採用すること。評価方法は当院の重要課題を加点項目として取り扱い、その回答内容により評価を行う。加点項目の配点は当院のその項目に対する期待が十分に反映されたものになるように、また加点項目の配点基準の作成を支援すること。

5-7. 実装協議

- (1) データ移行が発生する場合、移行するベンダーと現行ベンダーとの事前調整を十分に行う必要がある。ベンダー間の事前調整の支援をすること。
- (2) 完全なデータ移行ができない場合は、その対応策をシステムベンダーと検討する。システムベンダーとの検討を支援すること。また、データ移行が十分にできない場合、参照用サーバを検討することがある。参照用サーバ構築にあたっては、利便性を十分に考慮するようシステムベンダーと連携すること。
- (3) データ移行に伴い、現場の運用に障害がないようにシステムベンダーと共に十分に配慮すること。
- (4) 有償対応となる事案が発生した場合、その内容を精査し、優先順位等を提案すること。
- (5) ワーキンググループ会議(以下、「WG」という。)のメンバー構成及び進捗管理の支援を実施すること。
- (6) WGで発生した課題の解決方法の解決を支援すること。
- (7) 設計レビュー、要件再確認、マスタ整備、テスト計画確認及び研修準備等を支援すること。

5-7. 導入支援

- (1) 導入過程で発生する仕様に関するベンダーとの齟齬等について、対処できること。
- (2) 各システムの導入までにおける、スケジュール及び進捗の管理を支援すること。
- (3) リハーサルの支援を行い、問題点に対しての解決を支援すること。
- (4) システムベンダーから回答された応札技術仕様書の精査を行うとき、その業務支援を行うこと。
- (5) 検収支援を行うこと。

6. 成果物

- (1) 受託者は、委託者と協議の上、以下の成果物を納品するものとする。ただし、業務を遂行する中で委託者は必要

に応じて資料の作成を受託者に求めることができる。

- ① 成果物の形式は当病院と協議し決定の上、提出すること。
- ② 提出時期は、基本計画書に基づきフェーズごとに設定し、病院と協議のうえ決定するものとする。
- ③ 本業務において作成された成果物の著作権その他一切の権利は当病院に帰属するものとし、受託者は当病院の承諾なく第三者に提供、利用、開示または公表してはならない。

(2) 成果物に関しては下記のものを全て電子データ(Word、Excel、PDF形式のいずれか)で提出すること。

- ① 現状調査に係る資料一式
- ② 基本計画案
- ③ 情報提供依頼に関する資料一式
- ④ 提案依頼に関する資料一式
- ⑤ 仕様書案に関する資料一式
- ⑥ 仕様書に関する資料一式(関連資料の例を下記に示す)
 - ・現行システム構成・一覧
 - ・現行端末及び周辺機器一覧
 - ・現行ネットワーク構成
 - ・新システム構成・一覧
 - ・新システム端末及び周辺機器一覧
 - ・新ネットワーク構成など
- ⑦ 各種会議資料(打ち合わせ議事録、会議議事録など)
- ⑧ システム調達関連資料
- ⑨ システム選定関連資料

7. 実施体制

本業務の実施にあたり、以下の内容を遵守すること。

- (1) 実施体制は、導入前から稼働後のフェーズまで切れ目なく継続すること。
- (2) 業務の進捗などを報告する定例会議を適宜行うこと。また、当病院からの説明を求められた場合など必要に応じて適宜臨時会議を行うものとすること。
- (3) 本業務委託の一部又は全部を、第三者に再委託してはならない。

8. 従業者に関する条件

- (1) 本業務における従事者は、責任者を含め2名以上を配置すること
- (2) そのうち1名は以下①～⑧の中から、いずれかを満たすこと。
 - ① PMP(Project Management Professional)の資格を有すること。
 - ② 医療職(医師・看護師・薬剤師等)の資格(免許)を有すること。
 - ③ 医療情報技師の資格を有すること。
 - ④ 医業経営コンサルタント資格を有すること。
 - ⑤ 国や自治体などの公的機関が行う、医療情報に係る調査業務等の実施経験を有すること。
 - ⑥ 過去3年以内に200床以上の公的医療機関にて医療情報システム調達支援業務の経験を有すること。
 - ⑦ 200床以上の公的医療機関において、情報システム担当の正規職員として3年以上の勤務経験を有すること。
 - ⑧ 200床以上の公的医療機関において、医療情報システムの導入または更新業務に病院職員またはベンダー担当者として従事した経験を有すること。
- (3) 責任者及び担当者は、すべて受託者の正規職員であること。
- (4) 責任者及び担当者は、本業務完了まで継続して当病院を担当すること。

- (5) 担当者の交代は原則として認めない。ただし、やむを得ず交代が必要となる場合は、理由を文書で提示し、後任が同等以上の適格性を有することを示したうえで、当病院の承認を得なければならない。

9. 業務履行に関して

受託者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 業務の適正化

受託者は、本業務を遂行するに当たって、当院の病院情報システムを十分認識し、最良の支援業務を提供するものとする。

(2) 業務従事者の指導教育

受託者は、業務従事者に対し、必要な教育訓練を実施し、業務の円滑な運用に支障をきたさないよう、常に万全を期すものとする。

(3) 名札の着用

受託者は、業務従事者に対し、名札を着用させなければならない。

(4) 業務従事者の届け出等

受託者は、業務従事者の氏名及び略歴を甲に通知しなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

(5) 個人情報に関する秘密保持等の義務

受託者は、この契約において処理することとされた事項に関して、当院から提供された個人情報又は処理を行うに当たり知り得た個人情報については、厳重に管理し、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

(6) 業務従事者の個人情報の保護に関する措置

受託者は、この契約業務に従事するものについて、個人情報の保護に関する非開示契約の締結、教育訓練等の必要な人的安全管理措置を講じ、かつ、契約の処理に当たり適切な監督を行わなければならない。

(7) 再委託の制限

受託者は、この契約において処理することとされた事項について、第三者に委託してはならない。ただし、当院の文書による承認を得た場合はこの限りでない。

(8) 個人情報の複製等の制限

受託者は、当院と合意した目的・方法等によらないで、当院から提供された個人情報を利用もしくは加工し、複製もしくは送信、又は当該個人情報が記録された媒体を送付もしくは持ち出してはならない。

(9) 個人情報の漏洩等の事案の発生時における対応

受託者は、当院から提供された個人情報が漏洩し、又は漏洩したおそれがあるときは、直ちにその旨を当院に通知しなければならない。

(10) 委託終了時における個人情報の消去

受託者は、この契約が終了したときは、直ちに病院から提供された個人情報を消去しなければならない。

(11) 秘密保持規定の効力

(5) (個人情報に関する秘密保持等の義務)の規定は、契約期間の経過もしくは契約の解除により契約が終了した後についても効力を有する。

(12) 個人情報保護に関する規定に違反した場合における契約解除等の措置

受託者が(5) (個人情報に関する秘密保持等の義務)から前項までの規定に違反したときは、当院はこの契約を解除することができる。

(13) 個人情報保護に関する規定に違反した場合における損害賠償

受託者が(5) (個人情報に関する秘密保持等の義務)から(11) (秘密保持規定の効力)までの規定に違反した場合、および受託者が故意または過失により当院の施設・備品を滅失もしくは破損したときには、院が被った損害を受託者が賠償しなければならない。

(14) 業務従事者に対する労働上の責任

業務従事者に係わる労働基準法その他労働関係法令上の責任は、受託者が負うものとする。

(15) 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項に関して疑義が生じた場合、必要に応じて受託者と当院が協議して定めるものとする。

10. 業務に関する留意事項

- (1) 病院情報システムのコンサルティング期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日の24ヶ月間を想定している。応札時に提出された企画書の訪問計画等を基にして、当院とコンサルティング計画を確認すること。ただし、予定より早期に稼働した場合には、本稼働日の翌月末をもって契約期間を終了し、また当院の事情(投資同意の遅延など)により業務停止期間が発生した場合には、その期間は履行月数には含まないため、上記期間で終了しない可能性がある。
- (2) 医療情報システムの更新時期が延長した場合においても、当院との合意のもと休眠期間を設けるなどの調整を行い、履行期間を延ばす対応がされること。
- (3) 企画提案書類の作成にあたって、当院が説明を求める要件は、別紙「評価基準」のとおりである。また当該要件は、当院が求める最低限の要件であることから、各提案者がさらに提案することは差し支えない。
- (4) 業務実施責任者は当院から指示があったときは、速やかにその指示に従うこと。
- (5) 成果物の著作権は当院に帰属する。

11. その他

- (1) 本業務の履行にあたり、当病院の建物や設備及び機器等に故意又は過失により、損害を与えたときは、受託者はこれを賠償すること。
- (2) 当病院が提供する資料及び施設を利用する際に見聞した情報の取扱いに注意し、適切な漏洩防止策を実施すること。万が一、情報漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに報告し、当病院の指示に従い原因の分析及び再発防止策の検討・実施をすること。
- (3) 業務の確実な履行が得られていないと当病院が判断した場合、受託者は当病院の求めに応じ、速やかに改善の措置を講じること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項、本仕様書に定める業務の実施にあたって本仕様書の解釈に疑義が生じたときは、受託者と当病院が協議の上、決定すること。

更新・導入予定システム(サービス)※1

更新予定			
	システム(サービス)名称	パッケージ(機器)名	業者名
1	電子カルテシステム	EGMAIN-GX	富士通JAPAN
2	統合部門ライブラリ (手術・生理検査・内視鏡)		富士通JAPAN
3	部門連係ライブラリ		富士通JAPAN
4	看護支援システム		富士通JAPAN
5	医事会計システム	HOPE X-W	富士通JAPAN
6	医事統計システム		富士通JAPAN
7	収納POS		
8	DPCコーディングシステム		富士通JAPAN
9	病歴管理システム	病歴大将	富士通JAPAN
10	文書管理システム		富士通JAPAN
11	感染管理システム	感染管理ライブラリ	富士通JAPAN
12	データウェアハウス		富士通JAPAN
13	グループウェアシステム	院内情報Web	富士通JAPAN
14	資源管理システム	瞬快	富士通JAPAN
15	給食システム	給食大将	富士通JAPAN
16	自動再来受付機	MEDIASTAFF	PFU
17	窓口精算機	収納レジシステム	PFU
18	会計案内表示板システム		富士通ゼネラル
19	患者案内表示版システム		富士通ゼネラル
20	生理検査データマネジメントシステム	EFS8800WEB	フクダ電子
21	検体検査システム	LAINS	富士通JAPAN
22	輸血セーフティマネジメントオプション		富士通JAPAN
23	テルモNFC連携		富士通JAPAN
24	服薬指導システム	PICS	インフォコム
25	調剤管理システム		TOSHO
26	薬剤情報管理システム		インフォコム
27	病理検査システム		コンパス
28	周術期管理システム	ORSYS	フィリップス
29	長期署名、スキャンシステム		富士通JAPAN
30	災害時バックアップシステム		富士通JAPAN
31	SS-MIX2		富士通JAPAN

導入を検討			
	病理支援システム	Star Pathology	27 更新に合わせて
	院内ポータル		
	医療機器管理システム		
	医学管理サポート		
	生成AI文書作成システム		

※1 更新対象システムはあくまで現在導入済みのものであり、導入検討を含め検討の結果次第では削除又は縮小する可能性がある。